

壮瞥町過疎地域自立促進市町村計画

平成28年度～平成32年度

北海道有珠郡壮瞥町

目 次

1	基本的な事項	1
2	産業の振興	11
3	交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	17
4	生活環境の整備	21
5	高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	24
6	医療の確保	27
7	教育の振興	28
8	地域文化の振興等	31
9	集落の整備	32
10	その他地域の自立促進に関し必要な事項	33
	事業計画（平成28～32年度）過疎地域自立促進特別事業分	36

1 基本的な事項

(1) 壮瞥町の概況

① 壮瞥町の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

ア) 歴 史

壮瞥町は、明治 12 年岩手県人の移住により開拓の鍵が入れられ、郷土の建設が始まりました。明治 32 年 8 月、西紋鼈・長流・有珠の 3 村から分離独立して、戸数 520 戸、人口 4,260 人をもって壮瞥村戸長役場が設置されました。大正 4 年 4 月、2 級町村制が施行され、徳舜瞥村（現伊達市大滝区）を分村しました。昭和 14 年 4 月、1 級町村制施行、昭和 37 年 1 月、町制施行となり現在に至っています。

イ) 位 置

壮瞥町は、北海道の南西部、「支笏洞爺国立公園」内に位置し、東経 141 度 4 分 23 秒～140 度 49 分 34 秒、北緯 42 度 30 分 12 秒～42 度 38 分 56 秒にあり、東西 22.256km、南北 15.165km、総面積は 205.01km²です。

主要都市への距離と車での所要時間は、道都札幌市へ 110km・2 時間 30 分、千歳市、苫小牧市へ 90km・1 時間 30 分、地域行政の中心地室蘭市へ 42km・50 分、隣接伊達市へ 12km・15 分の位置にあります。

ウ) 地 勢

壮瞥町は、長流川の流域の平坦地とその周辺の丘陵地に大別されます。

町の中央を東から西に向かって貫流する 2 級河川長流川の流域は、地味肥沃な細長い農耕地であり、米、高級菜豆、くだもの、野菜など多くの農産物を生産しています。

流域周辺の丘陵地は、東はオロフレ山、西は有珠山、昭和新山に囲まれ、洞爺湖温泉、壮瞥温泉、蟠溪温泉をはじめ、中心部の滝之町地区、仲洞爺地区にも温泉を有し、明鏡洞爺湖とあいまって豊かな自然景観と天然資源に恵まれた地域です。

エ) 気 象

壮瞥町は、夏は涼しく冬は温暖で四季の変化が穏やかな地域です。気温は平均 8 度前後、夏は 20 度、冬は -2 度程度であり、夏は南西風、冬は北西風が多く、積雪量は山岳地帯で 1 m、平坦地で 50cm 前後となっています。

オ) 产 業

壮瞥町は、長流川流域の平坦地を中心とした農業を主産業として発展してきましたが、近年の社会経済の進展に伴い、洞爺湖をはじめ有珠山、昭和新山など景勝地を有し、町内各地の温泉をおおいに活用した観光産業が大きなウエイトを占めています。

また、農業と連携した観光客誘致のための取り組み、観光果樹園化も進んでいます。かつては地下資源にも恵まれ、硫黄、硫化鉄鉱等が採掘され、第二次産業が隆盛を極め

た時期もありましたが、これら鉱山はすべて閉山となっています。

② 壮瞥町における過疎の状況

昭和 45 年、「過疎地域対策緊急措置法」成立当時の壮瞥町は、基幹産業である農業において機械設備等経営費の増大による経営難から離農者が増加し、鉱業の衰微休止等による人口流出とともに急激な過疎化が進んでいました。

同法の成立を受け、町では生活環境、教育文化、産業基盤整備など総合的な「壮瞥町過疎地域振興計画」を樹立し、以来、昭和 55 年「過疎地域振興特別措置法」、平成 2 年「過疎地域活性化特別措置法」、平成 12 年「過疎地域自立促進特別措置法」の成立に沿うように、各分野にわたる施策を講じてきました。

その間、国鉄胆振線の廃止や 2 度にわたる有珠山噴火を経験しながらも、産業の振興においては、農業の基盤整備をはじめ観光型農業への転換、そして世界に誇る「昭和新山国際雪合戦」等のイベント開発、近隣市町との連携・協力により有珠山を中心とする貴重な地質遺産を活かした「世界ジオパークネットワーク」への加盟、交通通信体系の整備においては、町内各主要道路の整備を推進し、長年の陳情活動が稔り、平成 5 年には町内で初めての国道昇格が実現しました。

生活環境・医療、福祉の整備では、計画的な公営住宅整備や簡易水道、集落排水整備の推進、老人医療福祉施設や病院、保健センター、子どもセンター（認定こども園、児童館）、防災情報センター、消防庁舎、役場庁舎、地域交流センターの建設などを推進してきました。

教育文化の振興においても、学校の統廃合による新增改築をはじめ、各種文化体育施設の整備を推進し、また、平成 5 年からはフィンランド国ケミヤルヴィ市との国際交流も行っています。

以上のように積極的に施策を展開し、人口の流出防止に努めてきましたが、人口減少の傾向は依然続いています。主な原因は離農者や若年者の都会志向、就業機会の少なさによる流出、出生数の低下と死亡数の増加等によるものです。

町ではこの状況を厳しく受け止め、平成 22 年度を初年度とする「第 4 次壮瞥町まちづくり総合計画」の中でも、人口の目標数値を具体的に設定し、定住人口の減少をくい止め、並びに交流人口を増加させる施策の展開を重要課題と位置づけています。また、平成 26 年には「定住促進・公共施設有効活用計画」を策定し、積極的に人口減少対策に取り組んでいます。

③ 社会経済的発展の方向

現在、我が国は人口減少・超高齢化社会の到来、グローバル化の進展などの時代の潮流の中で、東日本大震災からの復旧・復興、社会保障の維持と財政健全化の両立、世界規模での環境問題、国際競争力の向上と持続的な経済成長の実現など、多くの困難な課題に直面しています。

壮瞥町においても、人口の減少、高齢化の進行、農業・商業・観光等の低迷など町を取り巻く社会経済的環境は大きく転換しつつあり、また、平成 12 年 3 月 31 日の有珠山

噴火に象徴されるように「火山との共生」を視野に入れた施策が求められています。

これらの課題に対し、成熟時代の多様で高度な消費者ニーズに応えられる新たな地域産業の育成を図るとともに、農業においては、安心・安全でおいしい農産物の産地としての地位を確立するため、土づくりや農業の6次産業化の推進、担い手の確保・育成、農家の経営安定対策を進めることができます。

観光産業においても国際雪合戦の発展や観光地の景観形成に加え、ジオパーク推進の取り組みとして地質体験観光、自然体験観光、農村体験観光等に力を入れ、魅力ある観光地づくりが必要となっています。

また、安全に暮らせる地域づくりを推進するため防災体制の構築と長期的視野に立った土地利用の検討を進めるとともに、住民参加により町民全体がジオパーク関連事業を推進し、町の自然・歴史・産業・文化を再認識し、保護・育成、発展させる内発型の自然と共生、広く交流を図る地域づくりを行っていく必要があります。

(2) 人口及び産業の推移と動向

壮瞥町の昭和35年からの国勢調査人口と、平成11年度末、平成16年度末、平成20年度末の住民基本台帳人口、並びに産業別人口の動向は次のとおりです。

表1-1(1) 人口の推移(国勢調査)

区分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数	人	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	7,307	人	6,311	%	5,364	△ 13.6	4,447	△ 15.0	4,292	△ 17.1
0歳～14歳	2,694	人	2,010	△ 25.4	1,413	△ 29.7	1,037	△ 26.6	851	△ 17.9
15歳～64歳	4,268	人	3,947	△ 7.5	3,551	△ 10.0	2,965	△ 16.5	2,885	△ 2.7
うち15歳～29歳(a)	1,837	人	1,518	△ 17.4	1,217	△ 19.8	965	△ 20.7	851	△ 11.8
65歳以上(b)	345	人	354	2.6	400	13.0	445	11.3	556	24.9
(a)/総数	%	%			%		%		%	
若年者比率	25.1	人	24.1	—	22.7	—	21.7	—	19.8	—
(b)/総数	%	%			%		%		%	
高齢者比率	4.7	人	5.6	—	7.5	—	10.0	—	13.0	—

区分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 4,343	% 1.2	人 4,123	% △ 5.1	人 3,866	% △ 6.2	人 3,748	% △ 3.1	人 3,473	% △ 7.3
0歳～14歳	752	△ 11.6	576	△ 23.4	477	△ 17.2	412	△ 13.6	349	△ 15.3
15歳～64歳	2,897	0.4	2,614	△ 9.8	2,398	△ 8.3	2,181	△ 9.0	1,906	△ 12.6
うち15歳～29歳(a)	779	△ 8.5	674	△ 13.5	624	△ 7.4	562	△ 9.9	394	△ 29.9
65歳以上(b)	694	24.8	933	34.4	991	6.2	1,155	16.5	1,218	5.5
(a)/総数	%		%		%		%		%	
若年者比率	17.9	—	16.3	—	16.1	—	15.0	—	11.3	—
(b)/総数	%		%		%		%		%	
高齢者比率	16.0	—	22.6	—	25.6	—	30.8	—	35.1	—

区分	平成22年	
	実数	増減率
総数	人 3,232	% △ 6.9
0歳～14歳	350	0.3
15歳～64歳	1,633	△ 14.3
うち15歳～29歳(a)	278	△ 29.4
65歳以上(b)	1,249	2.5
(a)/総数	%	
若年者比率	8.6	—
(b)/総数	%	
高齢者比率	38.6	—

昭和35年に7,307人あった人口は、鉱山の閉山、国鉄・電力会社等の合理化、農業では山間部等の立地条件に恵まれない零細農家の都市部への流出等により、5年ごとに約1,000人規模の人口減少があり、15年後の昭和50年には2,860人減少し、4,447人となりました。

町では集落の整備として、鉱山地区の全戸を町の中心である滝之町地区に移転させ、また過疎対策として種々施策を実施し、昭和 50 年以降人口減少率は鈍化しました。昭和 55 年から昭和 60 年にかけては、1.2% の増加をみましたが、産業動向や経済、情報の一極集中傾向が顕著であったバブル景気時、昭和 60 年から平成 2 年にかけては再び減少（△5.1%）に転じ、その後は緩やかに減少しています。

年齢別にみると年少人口と生産年齢人口（0-14 歳、15-64 歳）の人口減が顕著で、反対に高齢者人口が増加し、構成比も非常に高くなっています。平成 22 年の国勢調査では全人口にしめる割合が 38.6% となっています。

表 1-1 (2) 人口の推移（住民基本台帳）

区分	平成12年3月31日		平成17年3月31日			平成22年3月31日		
	実数	構成比	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総数	人 3,310	—	人 3,224	—	% △ 2.6	人 2,969	—	% △ 7.9
男	1,564	% 47.3	1,516	% 47.0	% △ 3.1	1,408	% 47.4	% △ 7.1
女	1,746	% 52.7	1,708	% 53.0	% △ 2.2	1,561	% 52.6	% △ 8.6

区分	平成26年3月31日			平成27年3月31日			
	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率	
総数 (外国人住民除く)	人 2,731	—	% —	人 2,674	—	% △ 2.1	
男 (外国人住民除く)	1,296	% 47.5	—	1,275	% 47.7	% △ 1.6	
女 (外国人住民除く)	1,435	% 52.5	—	1,399	% 52.3	% △ 2.5	
参考	男 (外国人住民)	1	50.0	—	1	50.0	0.0
	女 (外国人住民)	1	50.0	—	1	50.0	0.0

住民基本台帳人口では、平成 11 年度末 3,310 人あった人口が平成 26 年度末には 2,674 人に減少しています。

原因としては、若者の都会志向、魅力ある就業機会が少ないとによる新規学卒者の町外流出を主な要因とする社会減と、出生率の低下や死亡数の増加による自然減によるものが考えられます。

本計画の目標年次である平成 32 年の人口は、国立社会保障・人口問題研究所の推計では 2,664 人ですが、住民基本台帳ではすでに 2,670 人台に減少しており、定住促進・産業振興等への対策が必要であると考えます。

表1－1(3) 産業別人口の動向（国勢調査）

区分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数
総数	人 3,138	人 2,898	% △ 7.6	人 2,701	% △ 6.8	人 2,193	% △ 18.8	人 2,153	% △ 1.8	
第一次産業	%	%		%		%		%		
就業人口比率	47.5	39.6	—	37.1	—	32.4	—	29.0	—	
第二次産業	%	%		%		%		%		
就業人口比率	28.3	26.2	—	20.3	—	13.6	—	13.2	—	
第三次産業	%	%		%		%		%		
就業人口比率	24.2	34.2	—	42.6	—	54.0	—	57.8	—	

区分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 2,170	% 0.8	人 2,047	% △ 5.7	人 1,974	% △ 3.6	人 1,803	% △ 8.7	人 1,646	% △ 8.7
第一次産業	%	—	%	—	%	—	%	—	%	—
就業人口比率	29.0	—	28.0	—	26.0	—	25.3	—	25.8	—
第二次産業	%	—	%	—	%	—	%	—	%	—
就業人口比率	11.3	—	10.4	—	10.8	—	9.3	—	8.6	—
第三次産業	%	—	%	—	%	—	%	—	%	—
就業人口比率	59.7	—	61.6	—	63.2	—	65.4	—	65.6	—

区分	平成22年	
	実数	増減率
総数	人 1,482	% △ 10.0
第一次産業	%	—
就業人口比率	27.6	—
第二次産業	%	—
就業人口比率	8.3	—
第三次産業	%	—
就業人口比率	64.1	—

壮瞥町は昭和40年頃までは第一次産業の農業が主体となっていましたが、農業者の都市部への流出、若年労働力の他産業への流出あるいは老齢化等就業形態の変化によって、農家戸数、農業就業者数が大きく減少しました。特色ある足腰の強い農業を創出するため、観光産業との結びつきを図る等、付加価値の高い新しい農業・農村づくりを目指します。

第二次産業は硫黄、硫化鉄鉱の産出により、鉱業が隆盛を極めた時期もありましたが、全て閉山となり鉱業には特筆するものはありません。

社会経済の進展に伴い観光レクリエーション需要が増大し、洞爺湖、昭和新山、有珠山等の景勝地や温泉郷を有し、産業構造の中で第三次産業、特に観光産業の占める割合が高くなってきています。

(3) 壮瞥町の行財政の状況

① 行政の状況

壮瞥町は昭和 37 年 1 月に町制施行し、現在に至っていますが、過疎地域の指定を受けている他、一部の地域が辺地の指定を受けています。

産業構造の変化、長期化する不況と観光の伸び悩み、人口の減少と高齢化、成熟社会を迎えての住民ニーズの多様化・高度化など、行政を取り巻く環境は厳しさを増しています。

壮瞥町では、平成 8 年度に行政改革大綱、平成 17 年度には行財政運営プランを策定し、行政改革推進本部や行財政運営プラン町民検討会議等の組織で事務作業の見直し、定員管理、給与の適正化などに取り組んできましたが、今後も計画的・的確な進行管理、政策評価など、効果的・効率的な行政運営が必要です。

また、行政需要が複雑多様化していく社会に対応して、平成 19 年度から「西いぶり広域連合」において、ごみの共同処理や共同電算化を進めるとともに、平成 22 年度には、室蘭市を中心市とする「西いぶり定住自立圏」を形成し、新たな広域連携・協力事業に取り組んでいます。

② 財政の状況

壮瞥町の平成 25 年度の一般会計歳入の総額は 3,518,220 千円で、その内自主財源は 22.8%となつております、主なものは町税が 400,483 千円で 11.4%、使用料及び手数料 2.8%、基金からの繰入金 1.4% 等となつています。一方、依存財源は 77.2% で主なものは地方交付税が 1,933,741 千円で 55.0%、国・道支出金 14.0%、町債 5.6% 等となつています。

また、一般会計歳出の総額は 3,380,446 千円で、人件費や公債費等の義務的経費が 43.9%、投資的経費が 14.6%、物件費や維持補修費等その他の経費が 41.5% となつています。

地方債残高を見ると、平成 17 年度から平成 21 年度にかけて行ったまちづくり交付金事業などの大型投資事業のため、平成 21 年度末残高が 5,540,573 千円でピークとなつましたが、その後は地方債の発行額を元金償還額以内に抑えたことにより、平成 22 年度以降は毎年減少し、平成 25 年度末残高は 4,524,706 千円となつています。

平成 25 年度の壮瞥町の財政力指数は 0.178 で、平成 17 年度以降年々低下し、歳入の多くを地方交付税に依存する自主財源の乏しい財政基盤であり、経常収支比率においては平成 15 年度以降 90% 前後で推移しており、硬直化した財政運営が続いています。

今後も地方交付税の削減や少子高齢化、生産年齢人口の減少等による町税の減収が予想されますが、山積する行政課題に対応するため、限られた財源を有効かつ効果的に活用し、実施事業の選択や経費の節減等に努め、健全な財政運営を推進することが必要となつています。

表 1-2 (1) 市町村財政の状況

区分	平成12年度	平成17年度	平成22年度	平成25年度
歳 入 総 額 A	4,614,462	3,353,133	3,688,520	3,520,658
一 般 財 源	2,989,579	2,294,481	2,714,408	2,724,953
国 庫 支 出 金	294,533	286,816	311,675	111,343
道 支 出 金	462,700	398,266	372,794	371,228
地 方 債	377,200	87,700	63,900	72,500
うち 過 疎 債	196,000	42,800	60,100	57,300
そ の 他	490,450	285,870	225,743	240,634
歳 出 総 額 B	4,578,023	3,324,082	3,551,937	3,382,582
義 務 的 経 費	1,436,329	1,258,409	1,351,817	1,484,962
投 資 的 経 費	1,576,052	766,928	706,595	491,881
うち普通建設事業	1,380,278	754,855	695,329	446,403
そ の 他	1,565,642	1,298,745	1,493,525	1,405,739
過疎対策事業費	1,411,177	50,200	78,300	102,600
歳入歳出差引額 C (A-B)	36,439	29,051	136,583	138,076
翌年度へ繰越すべき財源 D	9,314	0	14,960	3,170
実質収支 C-D	27,125	29,051	121,623	134,906
財 政 力 指 数	0.206	0.255	0.206	0.178
公 債 費 負 担 比 率	18.0	17.7	11.9	19.6
実 質 公 債 費 比 率	—	—	13.1	13.1
起 債 制 限 比 率	6.7	9.4	6.4	6.3
經 常 収 支 比 率	82.1	92.9	84.6	89.3
將 来 負 担 比 率	—	—	27.1	—
地 方 債 現 在 高	4,210,397	4,448,541	5,349,824	4,524,706

③ 施設整備水準等の現況と動向について

平成 25 年度末現在で、町道の総延長は 157km、実延長に占める改良率は 42.9%、舗装率は 38.8%となっており、平成 12 年度末と比較しても改良率で 4.3 ポイント、舗装率で 4.8 ポイント伸びています。水道の普及率は 95.0%に達し、また下水道の水洗化率は 81.0%で、今後も生活環境の充実が求められています。また、現在、公立医療機関は歯科診療所が 1 カ所あります。

表 1-2 (2) 主要公共施設等の整備状況

区分	昭和45 年度末	昭和55 年度末	平成2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末	平成25 年度末
市町村道						
改良率 (%)	21.8	15.4	34.9	38.6	42.7	42.9
舗装率 (%)	0.1	9.7	29.0	34.0	38.7	38.8
農道						
延長 (m)					270.0	270.0
耕地1ha当たり農道延長 (m)	—	—	1.3	1.5	0.2	0.2
林道						
延長 (m)			32,433.0	32,403.0	32,403.0	32,403.0
林野1ha当たり林道延長 (m)	1.7	2.0	3.8	4.6	2.4	2.4
水道普及率 (%)	7.9	50.0	74.1	98.6	94.5	95.0
水洗化率 (%)	—	(27.5)	16.0	48.8	78.2	81.0
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	—	—	—	—	—	—

(4) 地域の自立促進の基本方針

壮瞥町では平成12年有珠山噴火後に策定した「平成12年有珠山噴火災害壮瞥町復興計画」において、復興対策と安心・安全に暮らせる基盤整備を位置づけ、生活道路の整備、防災情報センター、消防庁舎、子どもセンター（認定こども園、児童館）等の整備を進めてきました。その後、平成22年度を初年度とする「第4次壮瞥町まちづくり総合計画」を策定し、「自然・ひと・まち」が響き輝くそうべつ～火山のもたらした、めぐみの郷～という将来像の実現に向けて、住民と事業者、行政が力をあわせて共に創るまちづくりを強力に推進しています。

しかし、その間においても人口減少は深刻化し、今後さらに加速化が予測されている中、自立的に将来にわたり地域の活力を維持していくためには、定住環境の向上を図り、町の魅力を一層高めて、人口減少を可能な限り抑制していく必要があります。その一方で、経済成長期に整備した公共施設の老朽化が進み、現状のままこれらの公共施設を維持・更新していくことは、今後の町政運営にとって大きな負担となることが懸念されます。

そのため、壮瞥町では、公共施設を統廃合して維持管理・更新費を抑制しながら、廃止施設の跡地を不足する住環境整備に活用し、同時に移住定住促進に有効なソフト施策を積極的に展開することを骨子とした「定住促進・公共施設有効活用計画（平成26年）」を策定し、人口減少対策や公有地の有効活用に集中的に取り組んでいるところです。

また、国の地方創生の取り組みと連動する形で

- ア) 基幹産業である農業と観光の振興、並びに農商工連携の促進や地熱などの地域資源を活用し、産業力強化による雇用の維持・創出を図る
- イ) 結婚から育児までの子育て世代の支援施策を充実するとともに、産業の後継者となる人材の育成・誘致を強化する

ことなどを柱とした「壮瞥町総合戦略（平成27年）」を策定しました。

これらの関係計画をもとに、地域が保有する様々な資源を最大限活用し、人口減少に伴う地域の変化に柔軟に対応していくとともに、住民が誇りと愛着を持つことのできる活力に満ちた地域社会の形成を目指し、取り組みを進めていくことを壮瞥町の自立促進の基本方針とします。

なお、これら計画の推進にあたっては、「北海道過疎地域自立促進方針」、及び「北海道総合開発計画」、「新・北海道総合計画」など、関連計画等との整合性を図りながら事業を推進していくものです。

(5) 計画期間

計画期間は平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5ヵ年間とします。

2 産業の振興

(1) 現況と問題点

① 農林業

壮瞥町は、温暖な気候や土地資源を生かし、高級菜豆を中心とした畑作物のほか、稻作やりんご、とうとう、ぶどう等の果樹、地熱エネルギーを利用した施設園芸、肉用牛等の畜産経営など多様な農業に取り組んでおり、「農業経営基盤強化促進基本構想（平成26年）」「農業振興地域整備計画（平成23年）」、「水田フル活用ビジョン（平成26年）」、「肉用牛生産近代化計画（平成23年）」などに基づき、農業生産基盤や流通体制の整備、農産物の高付加価値化の推進などを行ってきました。

しかしながら、安価な輸入農産物の増加に伴う国産農産物価格の低迷や産地間競争が激化する中、TPP協定に関する動き、経営所得安定対策の導入、品質や安全・安心といった農産物に対する消費者ニーズに対応した生産体制への転換、農業の6次産業化による活力ある農村の再生など、農業政策は大きな転換が図られ、農業経営をめぐる環境は大きく変化しています。また、後継者不足なども加わり、壮瞥町の農業を取り巻く情勢は厳しさを増していることから、壮瞥町の農業を町民の貴重な財産として育み、将来にわたって発展的に引き継いでいくため、農業生産力の強化や環境に配慮した持続的農業の展開、地域の特性を生かした農業・農村づくりなどの推進が必要となっています。

林業を取り巻く情勢は厳しいものの、森林の国土保全・水源かん養・健康・レクリエーションなどの役割に対する社会的要請は高まってきており、森林の保全・整備が求められています。

② 地場産業の振興・起業の促進・商工業

壮瞥町の商業は、昭和新山、洞爺湖温泉、壮瞥温泉地区の観光客向けの産業のウエイトが高く、住民の消費生活を充足するという面においては、壮瞥町とマーケット的に大変に近い西胆振の中心地・伊達市に購買力の多くが流出しています。

そのため、地元消費者に密着した商店づくり、広域的に集客できる魅力的な店づくり、観光と連携した商業の活性化、にぎわいと交流の拠点づくりなどが求められています。

壮瞥町の工業はいずれも小規模ながら貴重な雇用の場となっています。

既存企業の高度化・新規事業の開拓等の支援を行うとともに、住民、I・J・Uタンク等によるコミュニティビジネス・スマールビジネスなどの起業の支援や、町内の小規模事業者同士、あるいは農業と連携することにより新たな付加価値や魅力ある商品、サービスを生み出すなど、町の地域資源を生かした地場産業の振興が求められています。

③ 観光

壮瞥町は、昭和新山、洞爺湖、有珠山等世界的にも誇れる名勝を抱え、洞爺湖温泉、壮瞥温泉、蟠溪温泉の温泉地も有し、観光資源は非常に恵まれ、さらに北海道新幹線開業など今後も観光客の拡大に向けた良い要素も生まれています。しかし、その一方で、

インバウンド観光客の急増やF I T化、観光ニーズの多様化、地域間競争の激化など、従来型の観光地から脱却し、観光客に選ばれるような個性的な観光地づくりが求められています。

壮瞥町を発祥とする冬の新しいスポーツ「国際雪合戦」や「シニックバイウェイ」など官民協働での推進に加え、エコミュージアムの理念を継承した「洞爺湖有珠山ジオパーク」など豊かでこの地域にしか存在しない資源を活用した観光再生への期待が高まっています。

また、第2次産業がほとんどない壮瞥町にとって、観光関連産業における雇用者が多く、観光の振興及び観光施設の維持・管理は、交流人口の増大のみでなく、雇用の場の確保という重要な役割も有しています。

(2) その対策

① 農林業

- ア) 堆肥など有機物の施用による土づくりと賦存する地域資源の有効な活用による循環型社会の形成を図ります。
- イ) 安全・安心でおいしい作物づくりと地産地消を推進します。
- ウ) 農業経営の体质強化を図り、経営条件や営農実態等に応じ、生産性の高い農業経営や新規作目の導入、経営の複合化、農業用施設の適切な維持管理・更新などを推進します。
- エ) 地域の特色を活かした観光農業や体験農業等、経営の多角化の促進と自然環境や農村景観の保全に配慮した農村環境の創出を図ります。
- オ) 生産技術の高度化や経営の多様化に対応した研修や営農指導等の充実により、きめ細やかな支援体制の充実による優れた担い手の育成・確保、経営改善や技術の向上を図ります。
- カ) 地熱を活用したクリーンエネルギーによる野菜生産の振興を図ります。
- キ) 農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進します。
- ク) 野生鳥獣による農業被害の防止に向けた対策を実施します。
- ケ) 町、森林組合、森林所有者が一体となり、計画的な森林の整備及び保全を図ります。

② 地場産業の振興・起業の促進・商工業

- ア) 消費者が気軽に買い物のできる環境の整備、そして魅力的な店づくりの促進を図ります。
- イ) 商工会と連携し、既存企業の高度化や経営基盤強化を促進するとともに、住民、I・J・Uターン者の技術・経験を生かした起業化を支援する取り組みを進めます。
- ウ) 農商工連携や事業者間連携の取り組みを推進し、農產品等の高付加価値化や特產品の開発、観光消費額の拡大を図ります。

③ 観光

- ア) ジオパーク

新たなジオサイト、フットパス（散策路）の整備、誘導看板の設置などによりジオパークとしての価値を高めます。また、官民協働組織によるガイドの育成などジオパークを支える人材の育成を図るとともに、東アジア等の海外客や修学旅行をターゲットとした観光誘致活動を展開します。

イ) 昭和新山国際雪合戦

国内外への普及拡大、担い手の育成を図り、冬の観光客誘致の資源として官民あげて推進します。

- ウ) 壮瞥町が有する資源を生かし、ジオツーリズムやグリーンツーリズムなど体験型観光の新たな仕組みを積極的に導入するとともに、シニックバイウェイや花いっぱい運動の推進など、景観の形成・維持に努めます。
- エ) 急増するインバウンド観光客やF I T化に対応できる受け皿整備、大型施設の耐震化支援などによる観光客の安全管理対策の向上に努めます。
- オ) 観光協会等の関係団体と連携した観光の振興、観光・町営温泉施設等の維持・管理を図るとともに、壮瞥町に賦存する様々な地域資源を掘り起こすことで、多様化する観光ニーズに応えられる観光地づくりを推進し、交流人口の増大や雇用の場の創出・確保に取り組みます。

(3) 計画

自立促進施策区分			
事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 産業の振興			
(1) 基盤整備			
農業	町営牧場維持管理事業	町	
	地熱エネルギー維持管理経費	町	
	道営土地改良事業	道	
	有害鳥獣対策	町	
林業	資源循環林・水土保全林整備事業	町・森林組合	
	未来につなぐ森づくり推進事業	町	
(4) 地場産業の振興			
その他	農商工連携推進事業	町	
	特産品開発支援事業	町	
(6) 起業の促進	起業化支援事業	町	
(7) 商業			
その他	壮瞥町商工会事業	商工会	

(8) 観光又はレクリエーション

観光施設整備事業	町	
洞爺湖園地等管理事業	町	
四十三山フットパス拠点施設運営事業 (旧北大有珠火山観測所)	町	
ジオパーク解説板整備事業	町	
森と木の里改修事業	町	
町営温泉施設維持管理事業	町	
そうべつ観光協会事業	観光協会	

(9) 過疎地域自立促進特別事業

新規就農者支援事業 事業内容： 農業後継者の育成や新規に就農を希望する者に対する支援 必要性及び効果： 当町の人口減少は農家戸数の減少が大きく影響しており、親の経営を継ぐ後継者や新規就農者を支援することで、農家戸数の減少を最小限に止めることが期待できる	町	
たい肥製造供給センター維持運営事業 事業内容： 農家の土づくりを支援するたい肥製造供給施設の運営 必要性及び効果： 産地間競争力のある良質で安全な農作物の生産と当施設で働く町民の雇用の場の確保ができる。	町	
そうべつ情報館運営事業 事業内容： 当町の観光拠点であるそうべつ情報館（道の駅、防災センター含む）を活用した地元農産物や観光・ジオパーク情報の発信 必要性及び効果： 主要観光拠点の機能強化を図ることで、交流人口の増大が期待できる。また、当施設で働く町民の雇用の場を確保できる。	町	
商工業活性化事業 事業内容： 町内で商工業を営む事業者が消費者ニーズに対応した店づくりや美しい景観形成に視する店舗等の改修や備品の購入を支援する。 必要性及び効果： 店舗の美観・機能の向上を図ることで、誘客力を高め、商工業を活性化することができる。	町	

<p>住宅等リフォーム支援事業</p> <p>事業内容 :</p> <p>町民の持ち家のリフォーム費用の一部を支援する。</p> <p>必要性及び効果 :</p> <p>町民の定住促進とともに、町内建築事業者の受注機会を増加させ、地域経済の活性化に資する。</p>	町	
<p>観光振興事業</p> <p>事業内容 :</p> <p>観光イベントへの補助、他団体等との広域観光の推進、観光客誘致 P R、体験型観光等の推進、景観向上の取組、観光振興 D V D の制作</p> <p>必要性及び効果 :</p> <p>観光は当町の基幹産業であり、その推進により雇用の場の創出による定住人口の増加が期待できる。</p>	町	
<p>観光施設維持管理事業</p> <p>事業内容 : 町営スキー場等の観光施設の維持管理の実施</p> <p>必要性及び効果 : スキー場等の機能を維持することにより、近年増加しつつある修学旅行生の利用を安定させるとともに、当施設で働く町民の雇用の場を確保できる。</p>	町	
<p>雪合戦普及事業</p> <p>事業内容 :</p> <p>北海道遺産である、昭和新山国際雪合戦大会を運営する「昭和新山雪合戦実行委員会」に補助金を交付</p> <p>必要性及び効果 :</p> <p>観光客が減少する冬期間に観光客に来てもらえ地域の宿泊業界、産業の活性化が期待できる。</p>	町	
<p>冬季アジア札幌大会雪合戦関連事業</p> <p>事業内容 :</p> <p>本町発祥の「スポーツ雪合戦」の認知度向上を図るため、2017年に開催される「さっぽろ雪まつり」や「冬季アジア大会」等において、各種事業を実施する「(仮称)冬季アジア大会スポーツ雪合戦情報発信事業実行委員会」に補助金を交付。</p> <p>必要性及び効果 :</p> <p>北海道遺産である、昭和新山国際雪合戦大会を、注目度の高いイベントにおいて P Rすることにより、認知度向上が図られ、スポーツ雪合戦の発展や地域経済の活性化が期待できる。</p>	町	
<p>りんごまつり事業</p> <p>事業内容 :</p> <p>特産のりんごなど、農産物の P R</p> <p>必要性及び効果 :</p> <p>地域特産物のりんごを中心に壮瞥町の農産物を広く P R活動し、壮瞥町の農業と観光の振興を図ることができる。</p>	町	

<p>プレミアム商品券事業</p> <p>事業内容 : 壮瞥町商工会が発行する 20 % プレミア付きの地域振興券の発行に要する費用の一部を補助する。</p> <p>必要性及び効果 : 地元の購買力が確保でき活性化が期待できる。</p>	町	
<p>洞爺湖花火大会事業</p> <p>事業内容 : 4月から10月までの間、湖畔温泉街で湖上から打ち上げる花火大会を行う「洞爺湖ロングラン花火実行委員会」への事業費の補助を行うもの。実行委員会は、本町と洞爺湖町の温泉業界で構成。補助額は、洞爺湖町が補助する 1/2 以内。</p> <p>必要性及び効果 : 観光は当町の基幹産業であり、広域で推進することで、観光客の入り込みの増加が期待できる。その推進による雇用、定住への促進に繋がる。</p>	町	
<p>町営温泉設備維持管理事業</p> <p>事業内容 : 町有泉源のポンプの取替工事を行う</p> <p>必要性及び効果 : 当該泉源は 3 年毎の交換が必要であり、当該泉源ポンプを正常に保つことにより、町民の憩いの場である町営浴場の維持、病院施設等の機能充実、基幹産業である農業の促進を図ることができ、町の活性化につながる。</p>	町	
<p>農業生産性向上対策事業</p> <p>事業内容 : 米・畑作・果樹・畜産・花卉など様々な営農類型の農業者のハウス等の導入や節電・環境負荷軽減対策にかかる経費の一部を助成</p> <p>必要性及び効果 : 国内外における産地間競争の激化、農畜産物価格の低迷、担い手不足など、農村を取り巻く環境が厳しさを増す中、経費の一部を助成することにより農畜産業者の経済的負担軽減や、環境に優れた農畜産業を推進することができ、活気あふれる基幹産業の発展が期待できる。</p>	町	
<p>民間大規模建築物耐震改修事業</p> <p>事業内容 : 建築物の耐震改修の促進に関する法律附則第 3 条第 1 項の規定に基づき、耐震診断が義務化された民間建築物を対象に、耐震改修を実施する当該建築物の所有者に対して、町がその費用の一部を補助金として交付する。</p> <p>必要性及び効果 : 該当する建築物は本町で唯一の大型観光ホテル 1 件のみで、本町の観光振興において重要な施設で町税収入にも大きな影響を与えていたため、当該所有者に補助し、負担を軽減させることが必要です。また、観光客等の安全を考慮すると緊急に耐震改修を行うことが求められているため、事業を実施することで、改修工事の実施を促進することができる。</p>	町	

<p>町有泉源管理事業</p> <p>事業内容 :</p> <p>仲洞爺泉源の温泉井戸を囲っている塀が一部腐食するなど老朽化が著しく、利用客等に損害を与える恐れがあるため、改修が必要となっている。</p> <p>必要性及び効果 :</p> <p>町民の憩いの場である町営浴場の維持が図られ、過疎地域の自立促進に資することが期待できる。</p>	町	
<p>ジオパーク推進事業</p> <p>事業内容 :</p> <p>近隣 4 市町及び関係団体で洞爺湖有珠山ジオパーク推進協議会を構成し、その活動経費等の一部を負担する</p> <p>必要性及び効果 :</p> <p>関係団体が協力してジオパークの普及啓発や多分野にわたり活用促進を図ることで、ジオパークの普及啓発と整備促進、観光客等の拡大による経済効果の創出等が期待できる。</p>	町	

3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

(1) 現況と問題点

① 道 路

壮瞥町内の道路網は、東西に横断する国道 453 号と 5 本の道道を中心に形成されています。

平成 5 年に昇格した国道 453 号は、その後の国による整備事業や、それに併せた中心市街地の拡幅事業も進められ、今後も整備に関する要望を推進し、地域づくり・まちづくりと連動したより機能的でかつ快適な道路づくりが必要です。

洞爺湖周辺、昭和新山、オロフレ地区の道道は、洞爺湖一周ルート（洞爺湖登別線、洞爺公園洞爺線）を中心とした生活幹線道路・観光道路であり、かつ、有珠山噴火の際の避難道路として最も重要な路線となっているため、それらの早急な整備を強く要望しています。

町道は総延長で 157km あり、過疎地域対策緊急措置法が発足以来重点的な整備を行っており、市街地部分の町道はほぼ改良舗装され、歩道の設置も約 14.8km となっています。しかし、多くの町道は山間部を通っているため未だ整備が必要な箇所が多々あるのが現状であり、今後も鋭意整備を進めなければなりません。

また、橋梁についても「橋梁長寿命化修繕計画（平成 25 年）」に基づき、これまでの「事後保全的な対応」から「予防保全的な修繕」に考え方を見直すことで、大規模な補修、架け替えを少なくし、コストの縮減を図る必要があります。

これらは住民の通勤や買い物、観光をはじめとする産業の振興に寄与するだけではなく、平成 12 年の有珠山噴火で災害時の避難経路としての重要性が明らかになりました。

また、交通安全施設や冬期間の安全な通行の確保、子どもや高齢者・障害者のための歩道整備や段差の解消などのバリアフリー対策も求められています。

② 交 通

交通機関は、国鉄胆振線の廃止による代替バス（伊達市～俱知安町間）と路線バスがあり、通院や通学等住民の生活を支えています。しかし、代替バス、路線バスともほとんどが過疎路線であり、民間バス事業者の経営を圧迫しているのも事実です。

壮瞥町では利用客の減少に対し、民間バス事業者には生活維持路線などに補助を行っていますが、居住人口の少ない地域の足を確保することは難しい状況にありました。また、高齢化の進展により交通弱者の移動手段確保が課題だったため、「地域公共交通総合連携計画（平成25年）」に基づき、コミュニティタクシー（デマンド交通）を運行しています。

また、ジオパーク認定地域としては、各ジオサイト間を結ぶための公共交通体制の確立が求められています。

③ 地域情報化

パソコン、インターネットや携帯端末の急速な普及により、飛躍的に情報利用・情報発信が活発化している今日、行政をはじめ、様々な分野での情報化の推進と情報化社会に対応した人材の育成が必要になっています。

壮瞥町では、2008年洞爺湖サミットの開催を契機として、中心市街地及び湖畔地域に光ブロードバンドサービスの提供が開始される等、着実に通信基盤環境が向上しました。

また、平成22年には、地域情報通信基盤整備事業により光ブロードバンド未提供地域に光ケーブルを敷設し、IRU契約に基づく民間事業者の光サービスを提供しています。

平成23年の地上デジタル放送移行に伴い、難視聴地域対策として前述の光ケーブルの敷設や受信施設などの基盤設備を整備し、「地デジ化」対応が完了しているほか、有珠山の火山活動などの有事の際の情報伝達手段の向上にも取り組んでいますが、今後、高齢化社会に対応した地域福祉の増進に係る情報ネットワークの整備も求められています。

④ 地域間交流

壮瞥町では平成5年にフィンランド国ケミヤルヴィ市と友好都市調印を行って以来、活発な国際交流を展開し、過去には雪合戦交流や英語指導助手の招聘の事業を行い、現在まで続いている町内の中学2年生全員を対象とした、フィンランド国への海外研修は平成27年度で21年目を迎えます。また、国際交流の集いをはじめとして地域の人々や学校間の交流活動など、広い視野をもつ人材育成と世界に開かれたまちづくりを進めています。

ジオパークや雪合戦の普及拡大を通じた新たな国際・地域間交流を推進とともに、関東そくべつ会や合宿団体を中心とした都市との交流など地域振興とひとづくりを念頭において新たな交流機会を創出していくことが求められています。

(2) その対策

① 道 路

ア) 国道453号の整備

- ・蟠溪道路早期完成
- ・洞爺湖有珠山ジオパーク支援道路整備

イ) 道道の整備

- ・道道滝之町伊達線・道道洞爺公園洞爺線（仮称：有珠山外環状線）
- ・道道洞爺湖登別線（洞爺湖温泉～滝之上）
- ・道道洞爺公園洞爺線（滝之上～洞爺湖町洞爺）
- ・道道洞爺湖公園線（壮瞥温泉～伊達市上長和町）

ウ) 町道の整備

- ・住民生活の利便性向上、交通安全対策のための町道の整備
- ・市街地形成に必要な町道の新設と主要町道の改良舗装と整備
- ・地域の道路ネットワークの安全性・信頼性の向上に向けた橋梁の予防保全

② 交 通

ア) 交通の確保

周辺の市町と連携し、住民や観光客のバス交通の利用促進を図り、維持・確保に努めます。また、高齢者等の交通弱者への対応策として現在のバス路線を維持しつつ、コミュニティタクシーの円滑な運営に努めます。

③ 地域情報化

ア) 行政と住民との情報交換の活発化、行政事務の効率化・迅速化を図るとともに、地域情報化を促進し、積極的な情報発信と交流により観光などの産業活動等の活性化を促進します。

イ) コミュニティFMの運営により、災害伝達手段の充実のほか、日常の情報の発信や共有促進による生活文化の向上や賑わいの創出に取り組みます。

ウ) 高齢化社会に対応した地域福祉の増進に係る情報ネットワーク、インフラの整備を促進します。

④ 地域間交流

これまで培ったフィンランド、ケミヤルヴィ市や関東そうべつ会等の交流を継続するとともに、さらにジオパークや雪合戦など多様な分野で国際交流・地域間交流の輪を広げ、広い視野をもつ人材の育成と世界・全国に開かれたまちづくりを進めます。

また、町内の優れたスポーツ指導者等と連携した合宿誘致などに取り組むため、必要な施設整備等を行い、受け入れ態勢の向上を図ります。

(3) 計画

自立促進施策区分			
事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進			
(1) 市町村道			
道路	町道菅原線道路整備事業 町道星野線道路整備事業 町道滝之町下立香線道路整備事業 町道上立香第2線道路整備事業	町	
	町道滝之町中島1号線道路整備事業	町	
橋りょう	橋梁長寿命化整備事業	町	
(6) 電気通信施設等情報化のための施設			
防災行政用無線施設			
(10) 地域間交流	防災無線デジタル化整備事業 関東そうべつ会事業 農村環境改善センター改修事業	町	
(11) 過疎地域自立促進特別事業			
	生活バス運行維持補助金 事業内容： 旧胆振線路線外の生活バス運行の経常損失を3市町で補填 必要性及び効果： バスは町内唯一の公共交通機関であり、高校生等の通学や高齢者の通院に欠くことのできないものであり、過疎対策の主要課題である。	町	
	地域公共交通確立対策事業 事業内容： 高齢者等の交通弱者への対応策として現在のバス路線を維持しつつ、観光地周遊交通網の整備と連携したバス路線空白地域の解消を検討する。 必要性及び効果： 高齢者の通院や閉じこもり回避のため、公共交通体系の再編は急務であり、一方ジオパークをはじめとする観光地を巡る周遊交通も必要性が高く、この2つの課題を解決するため関係機関により協議を進めます。	町	

	<p>コミュニティFM放送局事業</p> <p>事業内容 :</p> <p>伊達市・壮瞥町・豊浦町・洞爺湖町の1市3町でコミュニティFMを運営するための負担金。</p> <p>必要性及び効果 :</p> <p>通常時の地域住民への情報発信のみならず、災害発生時など有事の際の情報伝達手段の1つとして重要な役割を担うことが期待される。事業の実施により、地域間で情報を共有することができ、生活文化の向上や賑わいの創造による産業の振興が図られ、過疎地域の活性化に繋がる効果が期待できる。</p>	町	
--	--	---	--

4 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

① 水道施設

壮瞥町では、昭和 42 年から壮瞥温泉地区、洞爺湖温泉地区が虻田町（現洞爺湖町）からの上水道の供用を開始し、現在、簡易水道は平成 25 年 4 月に滝之町、仲洞爺の給水区域が統合され、簡易水道が町内全域の 95.0% に供給されています。

今後、定住の促進、観光の振興などによる水需要の増大や災害時に対応できるよう、水源の保全・確保、災害時の応急対策などが課題です。

② 下水道施設

河川や洞爺湖の水質汚濁の防止と快適な生活環境の確保のために、昭和 63 年から下水道事業に着手し、現在、滝之町地区、久保内地区、仲洞爺地区では農業集落排水施設が整備されています。

今後は下水道区域外の合併処理浄化槽設置を促進します。

③ 廃棄物処理施設

増大するゴミ等の減量化やリサイクル、生活排水や産業排水による河川の水質汚濁、ダイオキシンなどの環境ホルモンや新たな環境破壊物質、温室効果ガスによる環境問題などへの関心が高まっています。

家庭・事業所から排出される一般廃棄物は、西いぶり広域連合で 5 市町の広域処理を行い、ダイオキシン対策を講じ環境の保全を図っています。また、容器包装リサイクル法に基づき、資源ごみであるビン、カン、ペットボトルを広域のリサイクルセンターで一元中間処理を行っています。また、生ごみや廃家電類、古紙類のリサイクルを図り、ごみの減量化を図っています。

今後の取り組みとして廃棄物の減量化等をさらに推進し、地球環境の保全に取り組む必要があります。

④ 火葬場

現在、近隣市と連携して火葬場の広域化について検討を行っています。

⑤ 消防・救急体制

壮瞥町の高齢化率が平成22年国勢調査時点で38%を超えており、救急患者の受入体制のある病院が比較的遠いことから、高齢者世帯の増加に対応する消防・救急体制の確保・維持の必要があります。

⑥ 公営住宅

壮瞥町は、昭和40年から公営住宅の建設をはじめ、平成27年3月末現在で町管理住宅は344戸あり、平成22年国勢調査では町内全戸の29.6%の世帯が入居しており、住民生活の大きな支えになっています。

今後は「住生活基本計画・公営住宅等長寿命化計画（平成27年）」に基づき、防災に配慮した安全で快適な住宅・住環境づくり、高齢者仕様の住宅の普及、老朽化や居住者の高齢化にともなう既存の公営住宅の改築・整備などが課題です。

⑦ その他

ア) 幸内・上久保内地区地すべり対策

幸内・上久保内地区で発生している地すべりは、地域の安全及び農業・観光など地域経済に与える影響が大きく、現状では収束が見込めないことから早期の対策が必要となっています。

イ) 街路灯

自治会等が管理する街路灯は、交通安全や防犯上、重要な役割を果たしていますが、電気料の値上がり等により自治会等の負担が増加しています。

（2）その対策

① 水道施設

安全かつ良質でおいしい低廉な水を将来にわたって安定的に供給するため、水源の安全・確保、災害時の応急対策、簡易水道管網の整備などを進めます。

② 下水道施設

洞爺湖や河川の汚濁を防止し、住民の快適な生活環境をつくるために、計画的に下水道整備、農業集落排水設備の機能強化を進めるとともに、合併処理浄化槽事業を推進し水洗化の普及を図ります。

③ 廃棄物処理施設

一般廃棄物の減量化と広域処理施設での一元中間処理を行うことにより、生活環境や地球環境の保全に取り組みます。

④ 火葬場

火葬場の広域化について、近隣市と連携し、継続して検討していきます。

⑤ 消防・救急体制

近隣市町との広域連携等により、高齢者や乳幼児・小児を抱える世帯の要請に対応できる消防・救急体制を確立します。

⑥ 公営住宅

安全快適な住宅・住環境づくり、高齢化に対応した住宅の整備促進・公営住宅の改築・整備を図ります。

⑦ その他

ア) 幸内・上久保内地すべり対策

町道や簡易水道施設などの適切な安全管理等を行いながら、国や道などとの連携のもとで適切な対策を検討し、対応していきます。

イ) 街路灯

自治会等が管理する街路灯の適切な維持管理、支援を行うと共にLED化の検討を進めます。

(3) 計画

自立促進施策区分			
事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 生活環境の整備			
(1)水道施設			
簡易水道	国道453号水道施設移設事業	町	
	電気機械計装設備更新事業	町	
	久保内地区水道施設改善事業	町	
	町道久保内団地線水道施設整備事業	町	
	町道菅原線水道施設移設事業	町	
	道道洞爺公園洞爺線水道施設整備事業	町	
(2)下水道処理施設			
農村集落排水施設			
農業集落排水機能強化事業		町	
国道453号滝之町地区管路施設移設事業		町	

(3)廃棄物処理施設			
し尿処理施設	合併処理浄化槽整備事業	町	
	し尿処理管理事業	町	
その他	塵芥処理管理事業	町	
	資源ごみ処理管理事業	町	
(5)消防施設	消防自動車等購入事業	町	
(6)公営住宅	公営住宅等建設事業	町	
(7)過疎地域自立促進特別事業			
<p>街路灯運営事業 事業内容： 街路灯を管理する自治会や団体に対し、その電気料金の補助を行う。 必要性及び効果： 自治体等が管理する街路灯は、交通安全や防犯上の安全確保として重要な役割を果たしている。また、電気料金の値上げにより、自治会等の負担が増大しており、活動に支障をきたす恐れがある。事業実施により、自治会活動の活性化が図られ、過疎地域の活性化に繋がる効果が期待できる。</p>		町	
(8)その他	交通安全・防犯事業	町	
	廃止鉱山鉱害防止事業	町	
	街路灯整備事業	町	
	幸内地すべり対策事業	道	

5 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

① 高齢者福祉

平成 27 年 4 月 1 日現在の壮瞥町の高齢者数は 985 人（総人口の 36.8%）です。今後もひとり暮らし・夫婦のみ高齢者世帯が増え、家族による介護がさらに難しくなるなど、高齢者に対する福祉の充実が望まれる中で、地域包括支援センターを核として町と社会福祉協議会・老人福祉施設・介護保険施設などが連携し、高齢者の健康維持や生活安定、介護予防や心配事の相談などの施策を推進しています。

「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、高齢者が住み慣れた地域の中で安心して暮らせるよう住民が支え合う地域づくりと在宅と施設福祉サービスの充実とともに、高齢者が生き生きとした生活をおくれるまちづくりを推進しています。

一方、経済状況の悪化等に伴い、介護保険料の負担は高齢者世帯の家計を圧迫し、健康づくり施策と連携した予防事業の実施と介護予防に関する知識の普及啓発、並びに介護保険事業の円滑な運営を図る取り組みが求められています。

② 障がい者福祉

高齢化に伴う身体障がいの増加、障がいの重度化・重複化とともに、社会構造の複雑化等により、老若男女を問わず心身障がいや精神障がいの増加傾向にあります。壮瞥町においては、「障がい者計画」に基づき障がい者のための施策に関する基本的な事項を定めるとともに、「障がい福祉計画」に障がい福祉サービス等の必要量や確保について定め、障がい者の自立支援の取り組み等を行っています。身体障がい者には医療給付及び日常生活用具の給付などを実施しています。

また、町内には地域活動支援センターが1カ所あります。

障がい者の多くは、地域の一員として社会で自立して生活することを望んでおり、保健福祉の充実と生活全体にわたり障がい者とともに生きるまちづくりが求められます。

③ 児童福祉

平成21年度に「そうべつ子どもセンター」（認定こども園、児童館）を建設し、この施設を核として選択可能な保育サービスの提供と育児への相談指導を担う子育て支援センターの事業充実、学校児童の健全育成を地域全体で進めています。

今後はこの施設も有効利用しながら、「子ども・子育て支援事業計画（平成27年）」に基づき、次世代を担う子どもの幸せと親が安心して子育てできるよう、地域で子育て家庭を支え合い子どもの健全育成を進めていく必要があります。

（2）その対策

① 高齢者福祉

- ア) 高齢者が安心して暮らせるよう 在宅福祉サービスや施設福祉サービスの充実を図ります。
- イ) 高齢者の生きがいづくりや健康増進のために、外出しやすい環境づくりや多様な学習・交流・労働の機会の拡充を図ります。
- ウ) 健康づくり施策と連携した介護予防事業を推進するとともに、高齢者介護を社会全体で支える介護保険事業の推進を図ります。

② 障がい者福祉

- ア) 障害や障がい者への理解を深めるとともに、公平なサービスが提供できるよう近隣市町と協力しながら介護、訓練給付などのサービスを実施し、障がい者（児）が地域で安心して生活できる環境づくりや自立に向けた取り組みを行い、住民が互いに協力し支え合うまちづくりを推進します。

③ 児童福祉

- ア) そうべつ子どもセンターを核とし、地域で子育てを支援する環境をつくり、子育て世代の負担を軽減、安心して子育てできる環境の整備を進めます。
- イ) 子ども医療費無料化など、子育て支援施策の充実を図ります。

(3) 計画

自立促進施策区分			
事業名 (施設名)	事業内容	事業団体	備考
4 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進			
(1)高齢者福祉施設			
高齢者生活福祉センター			
その他	生活支援ハウス運営委託事業	町	
	高齢者在宅生活支援事業	社協・町	
	地域包括支援センター運営委託事業	町	
	介護予防家事援助委託事業	町	
	介護予防通所委託事業	町	
	緊急通報システム装置設置事業	町	
	高齢者の生きがい活動支援通所支援事業	町	
(2)児童福祉施設			
保育所	保育サービスの充実	町	
(4)認定こども園	子育て支援総合施設運営事業	町	
(5)障害者福祉施設			
地域活動支援センター			
その他	地域活動支援センター補助金	町	
	障がい者自立支援給付等事業	町	
(7)市町村保健センター及び母子健康センター			
乳幼児・母子の保健事業			
(8)過疎地域自立促進特別事業			
町営温泉施設使用料補填 事業内容： 65歳以上の高齢者、障がい者及びひとり親家庭の方が利用する町営温泉の使用料を補填 必要性及び効果： 豊富な温泉資源を有する当町の特徴を生かし、高齢者が健康でいきいきと生活できる環境をつくる。		町	
高齢者路線バス無料化事業 事業内容： 70歳以上の高齢者に対する町内停留所間のバス料金無料化 必要性及び効果： 高齢者の通院や閉じこもりの回避につながる公共交通利用を支援することで、高齢者が健康でいきいきと生活できる環境をつくる。		町	

	<p>子ども医療費助成事業 事業内容 : 町内に住所のある中学3年生までの子どもの医療費を助成する。 必要性及び効果 : 子ども医療費の無料化により、医療費負担の軽減から子育て世代の大きな支援となり、安心して子育てできる環境を整備できる。 </p>	町	
	<p>緊急通報システム管理委託事業 事業内容 : 高齢者が安心して生活できるよう、独居及び高齢者世帯に緊急通報装置の貸出を行っている。設置等運営は、安全センター(株)に委託しており、24時間365日看護師や保健師などの専門職員が常駐して対応できる体制を整えている。 必要性及び効果 : 安心して暮らせる環境を整備し、過疎地域の自立促進に資することが期待できる。 </p>	町	
(9)その他	<p>社会福祉協議会補助金</p> <p>公共施設のユニバーサルデザイン化</p>	町	町

6 医療の確保

(1) 現況と問題点

① 医療体制

壮瞥町の医療施設は、町立歯科診療所1カ所、医療法人による病院2カ所があり、西胆振6市町と胆振西部医師会との連携により医療体制を確保しています。また、交通弱者の通院手段確保のため、平成25年度からコミュニティタクシー（デマンド交通）も運行しています。

高齢化により、今後さらに医療に対する住民の要望が高まることが予想され、診療施設の看護師、保健師を確保するため、町独自で奨学金の制度を設け人材の育成に取り組んでいますが、医師不足（特に周産期、小児医療）は深刻な問題となっており、町民の多様なニーズに応えられるよう、広域の医療連携による医師の確保対策、救急医療の充実が急務となっています。

② 予防医療

壮瞥町では、昭和53年から北方圏疫学調査の地域指定を受け、成人病検診（現在は生活習慣病健診）を他自治体に先駆けて実施してきました。町民の健康への意識は高く、女性の平均寿命が88.4歳で全国3位（平成22年厚生労働省調査）となっている一方、高血圧症、脂質異常症、脳血管疾患が多く、医療費増加の要因となっており、若い世代の健診受診率の向上が求められています。

(2) その対策

① 医療体制

町内の各種医療施設の充実を図るとともに、医師の確保をはじめとする広域連携による医療体制の充実、看護師、保健師の確保を図るため奨学金や各種の補助を行います。

② 予防医療

特定健康診断・特定保健指導事業、各種がん検診、各種予防接種事業、乳幼児・母子の保健事業を推進します

(3) 計画

自立促進施策区分			
事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 医療の確保			
(4)その他	看護師等奨学資金	町	
	特定健康診査・特定保健指導事業	町	
	各種がん検診事業	町	
	各種予防接種事業	町	

7 教育の振興

(1) 現況と問題点

① 保育所（認定こども園）、小中学校、高等学校

壮瞥町は、統合の推進によって保育所1カ所、小学校、中学校とも各2校の4校となっており、小規模コミュニティの特性を生かした地域ぐるみの教育環境が特色となっていますが、人口減少と少子化により幼児、児童、生徒数が減少しており、「町立学校適正配置方針（平成26年）」に基づき、平成28年度末までに中学校を1校に統合する予定です。

壮瞥小学校に隣接して整備された子どもセンターでは、幼児期の教育と小学校の連携を推進する取り組みも行っています。

学校教育においては、児童・生徒の個性を伸ばしながら「生きる力」を育み、学力・体力の向上、家庭・地域との連携を生かした教育を推進しています。また、学校教育を生涯教育の一環として位置づけ、情報化に対応した情報機器、インターネット環境の整備充実をはじめ、体験学習等地域に根ざした学習活動や地域間交流、フィンランド国ケ

ミヤルヴィ市との交流を中心とする国際理解教育の充実等を継続し、また、老朽化した学校施設等の必要な改修等を進め、安心・安全に学べる教育環境の整備充実を図っていきます。

壮瞥高等学校は、昭和 23 年道立伊達高等学校（定時制課程）の分校として創設され、昭和 27 年 11 月壮瞥高等学校として独立し、昭和 37 年 4 月独立校舎をもつて至りました。昭和 40 年 12 月農業科（園芸科）として認可され、地域の農業振興や発展に大きな役割を果たしてきました。農業実験室、農産加工室、温室等の施設整備と実習畠の確保、トラクター等の農機具やその他の実習機械設備の充実を図ってきました。昭和 55 年には懸案の全日制高校への移行が実現し、さらに平成 26 年度からは「地域農業科」へ学科転換し、中学生の減少期のなかで特色ある農業高校の教育が実践されています。

厳しい農業情勢に対処できるたくましい農業経営者や農業人の育成のため、また、地場産業の発展に貢献でき、高度化する農業技術に対応できる先端技術の導入、コース制の導入、教育施設の充実を図ってきましたが、今後も情報化に対応した情報機器、インターネット環境の整備充実をはじめ、農業実習用機械の更新等、教育環境の整備を図っていく必要があります。

一方、町外の高校、短大及び大学等に通う通学生の親の通学費負担は大きく、その費用を継続的に補助し、経済的に都市部と格差の少ない教育環境が求められています。

また、児童・生徒を教育する教職員の生活環境を改善するために、老朽化した教職員住宅の適正な管理と更新を行う必要があります。

② 社会教育及び集会施設・体育施設・文化施設

町民一人ひとりが生涯を通して新しい知識や技術を身につけ、生きがいをもって充実した生活が送れるよう、多様化したニーズ、世代にあわせた学習、スポーツの場や機会が求められています。「人生を心豊かに暮らしたい」という願いをもち、各種講座・教室や自主サークル活動などに生きがいを求める人が増えており、また、学校完全週 5 日制への移行により、地域での子どもの自由時間が増加しています。

壮瞥町の文化体育施設については、地域交流センター、町民会館、青少年会館、遊学館、総合グラウンド等があるほか、学校施設開放等によって地域住民スポーツの輪を広げ、健康の増進と交流を深めるとともに文化活動を高める役割を果たしてきました。今後も「社会教育中期計画（平成 27 年）」に基づき、これらの維持・管理及び充実に努め、良好な交流やスポーツの場を提供することが必要です。

地域交流センターを拠点とした文化団体、サークル等の育成強化、住民ニーズに応じた各種講座等の開設、現有施設の適切な維持管理と子どもスポーツ教室の充実やスポーツ組織の育成を図ります。

(2) その対策

① 保育所（認定こども園）、小中学校、高等学校

ア) 学校教育施設、情報機器などの設備、スクールバス等の整備・更新を図り、教育環境の

維持・向上を目指します。

- イ) スクールカウンセラーの導入、特別支援教育事業、図書購入などを進め、安心で豊かな学校づくりを目指します。
- ウ) 通学費の一部を助成し、経済的に都市部と格差の少ない教育環境づくりに努めます。
- エ) 老朽化した教職員住宅の整備・更新等を進め、教職員の生活環境の改善に取り組み、教育環境の向上を図ります。

② 社会教育及び集会施設・体育施設・文化施設

- ア) 町民が芸術・文化、スポーツにふれあう機会を創造し、文化的で健康的なまちづくりを進めます。
- イ) 老朽化した集会・体育・文化施設等の整備、更新、機能集約を図ります。

(3) 計画

自立促進施策区分			
事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 教育の振興			
(1) 学校教育関連施設			
校舎	学校施設改修事業	町	
教職員住宅	教職員住宅整備事業	町	
スクールバス・ボート			
スクールバス更新事業			
(4) 過疎地域自立促進特別事業			
通学定期補助金 事業内容： 旧国鉄胆振線の廃止に伴う代替交通やその他の通学定期の費用補助 必要性及び効果： 町外の高校、短大及び大学等に通学する生徒等を持つ親の経済的負担は大きく、これを継続的に補助することで、経済的に都市部と格差の少ない教育環境づくりができる。		町	
高等学校通学定期補助事業 事業内容： 旧国鉄胆振線の廃止に伴い、町外からの通学者に対して、旧国鉄の「伊達駅前」から「壮瞥駅前」の区間(10.3km)について、路線バス利用キロ数を北海道旅客鉄道の運賃計算キロ数に換算した通学定期差額運賃の一部を補助 必要性及び効果： 安定した学校経営・存続に繋がり地域の活性化を図ることができる。		町	

地域交流センター運営交付金事業 事業内容： 交流センターで事業を開催・招へいする町民が主体のボランティア団体に補助金を交付 必要性及び効果： 地域文化の創造と振興を図り豊かな人間性をはぐくみ、地域の活性化が期待できる。	町	
--	---	--

8 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

① 地域文化交流活動拠点の充実

壮瞥町は、世界に認められた洞爺湖有珠山ジオパークの貴重な地質遺産の一部を有し、火山の活動記録等の貴重な資料も併せ持っています。

また、壮瞥町郷土史料館・横綱北の湖記念館があり、さらに洞爺湖畔には彫刻公園が整備されています。

子どもから高齢者まで、日常的な文化活動を通じて生活を楽しむとともに、観光客などの来訪者に壮瞥町の貴重な文化を紹介するまちづくりが課題です。

(2) その対策

① 地域文化交流活動拠点の充実

- ア) 有珠山・昭和新山の活動記録やデータなどの整理・保管、関連施設の整備、運営、更新を図り、壮瞥町の文化である火山との共生を広く普及します。
- イ) 一人ひとりが文化、芸術活動に触れ、楽しみ、創造する機会の充実を図ります。

(3) 計画

自立促進施策区分			
事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 地域文化の振興等			
(1) 地域文化振興施設等			
地域文化振興施設			
	火山防災学び館及び資料管理事業	町	
その他	横綱北の湖記念館・郷土史料館整備事業	町	

9 集落の整備

(1) 現況と問題点

壮瞥町は、それぞれの地域が歴史的背景、特性を生かしながら地域づくりを進め、コミュニティを形成していますが、人口の流出傾向は地域ごとに差はあるものの、全町的な傾向になっています。

そのため、町では、老朽化した公共施設を統廃合して維持管理・更新費を抑制しながら、その跡地で住環境整備等を行うとともに、移住定住促進に有効なソフト施策を積極的に展開することを骨子とした「定住促進・公共施設有効活用計画（平成26年）」を策定し、人口減少対策や公有地の有効活用、公共施設の機能集約による「小さな拠点化」を取り組んでいくこととしています。

また、「地域おこし協力隊」などの人材確保施策を積極的に活用し、集落の維持・活性化に努めます。

(2) その対策

- ア) 居住環境の整備とともに、交通ネットワークの形成を図ります。
- イ) 農村景観の保全を図ります。
- ウ) 自然体験学習ゾーンの整備を促進します。
- エ) 噴火災害に配慮しながら各地域の整備を図ります。
- オ) 民間との協働や子育て応援住宅などの特色ある住宅整備、持ち家取得や空き家の流通促進等に資する施策展開などに取り組みます。
- カ) 都市部住民などに町の魅力をPRし、移住促進を図るほか、町の魅力の向上や交流の促進に向けた取り組みを官民協働で推進します。
- キ) 公共施設の統廃合、機能集約化を推進します。
- ク) 地域おこし協力隊など、地域外のノウハウ・人材を積極的に活用します。

(3) 計画

自立促進施策区分			
事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 集落の整備			
(1)過疎地域集落再編整備			
	定住促進団地整備事業	町	
	公共施設機能再編事業	町	
	子育て住宅整備事業	町	

(2)過疎地域自立促進特別事業	町	
定住促進・まちづくり推進事業 事業内容： 定住人口の増加を図るための住環境整備、定住促進に資する取組みへの支援、情報発信等 必要性及び効果： 町内の住環境の向上などにより、過疎・少子高齢化の抑制を図る。	町	
旧役場庁舎跡地活用事業 事業内容： 旧役場庁舎跡地は、本町の中心部にあり、地元企業・有志らで組織した「壮瞥川の環境を守る会」に町民目線による環境整備を委託し、子どもからお年寄りまでが自由に利用可能な憩いの場を提供とともに、他団体が行う各種イベントの開催支援を行っている。 必要性及び効果： 旧役場庁舎跡地がイベント等開催可能な空間として整備されることで、町民の憩いの場として、町民同士のみならず観光客等との交流の場としての活用が期待できる。事業実施により、地域の活性化が図られ、過疎地域の自立促進に資することが期待できる。	町	
(3)その他	地域おこし協力隊事業	町

10 その他地域の自立促進に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

① 災害に強いまちづくり

平成 12 年 3 月 31 日に噴火した有珠山災害では、直接的な被害への対応以外にも災害情報の伝達、緊急避難路の確保、火山周辺地域の土地利用、観光産業のあり方、公共施設の再配置等様々な課題がより明確になりました。

壮瞥町を含む有珠山周辺地域は 1663 年の噴火以来、今回で 8 回の噴火が記録されており、その火山構造、噴火史からみても将来的に噴火を繰り返す可能性が高く、新たな圈域づくりに向けた施策の展開が求められています。

② 行政事務の運営

地方自治法に則り、公共施設の管理に民間の能力や創意工夫を取り入れることにより、利用者サービスの向上と効率的な管理運営を行うとともに、雇用の場を確保することが必要です。

適正な課税を行うため、家屋及び地番の情報をデータ化し、管理することが必要です。

③ 再生可能エネルギー

国の再生可能エネルギー転換への推進の動きを受け、平成26年度に本町蟠渓地区周辺で行った調査の結果、地下深部に地熱貯留層がある可能性が高いことがわかりました。壮瞥町では、国や関係機関の支援を受けながら、引き続き、詳細の調査や利活用策を検討していく予定です。

(2) その対策

① 災害に強いまちづくり

ア) 泥流・土石流対策

有珠山周辺に大量に堆積した火山灰による泥流土砂の流出を防ぐための対策を図ります。

イ) 火山との共生

火山噴火に備え、地域防災計画を見直し、長期的視野にたった土地利用とまちづくりの推進、住民の自主防災組織の整備、防災備蓄品の整備や防災訓練などの普及啓発活動など火山と共生するまちづくりを進めます。

世界ジオパークネットワークへの加盟を好機とし、住民参加によるジオパーク関連事業を積極的に推進し、住民生活と火山との関係を見つめ直す機会を創出するとともに、次期噴火に向けた減災意識の醸成を図ります。

② 行政事務の運営

ア) 公共施設の管理を指定管理者に委託するなど効率的な行財政運営を推進します。

イ) 家屋台帳図のデータを構築します。

③ 再生可能エネルギー

町内蟠渓地域における地熱資源を活用した発電、発電後の熱水二次利用を活用した地域振興策を検討します。

(3) 計画

自立促進施策区分			
事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 その他地域の自立促進に関し必要な事項			
(1)災害に強いまちづくり			
	防災意識普及事業	町	
(2)行政運営	家屋台帳図データ構築事業	町	
(3)再生可能エネルギー			
	蟠渓地熱資源開発事業	町	

(4)過疎地域自立促進特別事業

公共施設管理事業（指定管理者施設）

事業内容：

町内の公共施設の管理委託

必要性及び効果：

町内の公共施設の管理を指定管理者に委託することで、雇用場の確保が図られる。

町

事業計画（平成28年度～32年度）過疎地域自立促進特別事業分

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
1 産業の振興	(9) 過疎地域 自立促進 特別事業	<p>○新規就農者支援事業 事業内容：農業後継者の育成や新規に就農を希望する者に対する支援 必要性及び効果：壮瞥町の人口減少は農家戸数の減少が大きく影響しており、親の経営を継ぐ後継者や新規就農者を支援することで、農家戸数の減少を最小限に止めることが期待できる。</p> <p>○たい肥製造供給センター維持運営事業 事業内容：農家の土づくりを支援するたい肥製造供給施設の運営 必要性及び効果：産地間競争力のある良質で安全な農作物の生産と当施設で働く町民の雇用の場の確保ができる。</p> <p>○そうべつ情報館運営事業 事業内容：壮瞥町の観光拠点であるそうべつ情報館（道の駅、防災センター含む）を活用した地元農産物や観光・ジオパーク情報の発信 必要性及び効果：主要観光拠点の機能強化を図ることで、交流人口の増大が期待できる。また、当施設で働く町民の雇用の場を確保できる。</p> <p>○商工業活性化事業 事業内容：町内で商工業を営む事業者が消費者ニーズに対応した店づくりや美しい景観形成に視する店舗等の改修や備品の購入を支援する。 必要性及び効果：店舗の美観・機能の向上を図ることで、誘客力を高め、商工業を活性化することができる。</p> <p>○住宅等リフォーム支援事業 事業内容：町民の持ち家のリフォーム費用の一部を支援する。 必要性及び効果：町民の定住促進とともに、町内建築事業者の受注機会を増加させ、地域経済の活性</p>	町	
			町	
			町	
			町	
			町	

	<p>化に資する。</p> <p>○観光振興事業</p> <p>事業内容：観光イベントへの補助、他団体等との広域観光の推進、観光客誘致P R、体験型観光等の推進、景観向上の取組、観光振興D V Dの制作</p> <p>必要性及び効果：観光は壮瞥町の基幹産業であり、その推進により雇用の場の創出による定住人口の増加が期待できる。</p> <p>○観光施設維持管理事業</p> <p>事業内容：町営スキー場等の観光施設の維持管理の実施</p> <p>必要性及び効果：スキー場等の機能を維持することにより、近年増加しつつある修学旅行生の利用を安定させるとともに、当施設で働く町民の雇用の場を確保できる。</p> <p>○雪合戦普及事業</p> <p>事業内容：北海道遺産である、昭和新山国際雪合戦大会を運営する「昭和新山雪合戦実行委員会」に補助金を交付</p> <p>必要性及び効果：観光客が減少する冬期間に観光客に来てもらえ地域の宿泊業界、産業の活性化が期待できる。</p> <p>○冬季アジア札幌大会雪合戦関連事業</p> <p>事業内容：本町発祥の「スポーツ雪合戦」の認知度向上を図るため、2 0 1 7 年に開催される「さっぽろ雪まつり」や「冬季アジア大会」等において、各種事業を実施する「(仮称) 冬季アジア大会スポーツ雪合戦情報発信事業実行委員会」に補助金を交付。</p> <p>必要性及び効果：北海道遺産である、昭和新山国際雪合戦大会を、注目度の高いイベントにおいてP Rすることにより、認知度向上が図られ、スポーツ雪合戦の発展や地域経済の活性化が期待できる。</p>	町 町 町 町
--	--	------------------

	<p>○りんごまつり事業 事業内容：特産のりんごなど、農産物のP R 必要性及び効果：地域特産物のりんごを中心に壮 瞥町の農産物を広く P R活動し、壮瞥町の農業と 観光の振興を図ることができる。</p> <p>○プレミアム商品券事業 事業内容：壮瞥町商工会が発行する20%プレミ ア付きの地域振興券の発行に要する費用の一部を 補助する。 必要性及び効果：地元の購買力が確保でき活性化 が期待できる。</p> <p>○洞爺湖花火大会事業 事業内容：4月から10月までの間、湖畔温泉街で 湖上から打ち上げる花火大会を行う「洞爺湖ロン グラン花火実行委員会」への事業費の補助を行う もの。実行委員会は、本庁と洞爺湖町の温泉業界で 構成。補助額は、洞爺湖町が補助する1/2以内。 必要性及び効果：観光は壮瞥町の基幹産業であり、 広域で推進することで、観光客の入り込みの増加 が期待できる。その推進による雇用、定住への促進 に繋がる。</p> <p>○町営温泉設備維持管理事業 事業内容：町有泉源のポンプの取替工事を行う 必要性及び効果：当該泉源は3年毎の交換が必要 であり、当該泉源ポンプを正常に保つことにより、 町民の憩いの場である町営浴場の維持、病院施設 等の機能充実、基幹産業である農業の促進を図る ことができ、町の活性化につながる。</p> <p>○農業生産性向上対策事業 事業内容：米・畑作・果樹・畜産・花卉など様々な 営農類型の農業者のハウス等の導入や節電・環境 負荷軽減対策にかかる経費の一部を助成 必要性及び効果：国内外における産地間競争の激 化、農畜産物価格の低迷、担い手不足など、農村を 取り巻く環境が厳しさを増す中、経費の一部を助</p>	町 町 町 町 町
--	---	-----------------------

		<p>成することにより農畜産業者の経済的負担軽減や、環境に優れた農畜産業を推進することができ、活気あふれる基幹産業の発展が期待できる。</p> <p>○民間大規模建築物耐震改修事業</p> <p>事業内容：建築物の耐震改修の促進に関する法律附則第3条第1項の規定に基づき、耐震診断が義務化された民間建築物を対象に、耐震改修を実施する当該建築物の所有者に対して、町がその費用の一部を補助金として交付する。</p> <p>必要性及び効果：該当する建築物は壮瞥町で唯一の大型観光ホテル1件のみで、壮瞥町の観光振興において重要な施設で町税収入にも大きな影響を与えていたため、当該所有者に補助し、負担を軽減させることが必要です。また、観光客等の安全を考慮すると緊急に耐震改修を行うことが求められているため、事業を実施することで、改修工事の実施を促進することができる。</p> <p>○町有泉源管理事業</p> <p>事業内容：仲洞爺泉源の温泉井戸を囲っている塀が一部腐食するなど老朽化が著しく、利用客等に損害を与える恐れがあるため、改修が必要となっている。</p> <p>必要性及び効果：町民の憩いの場である町営浴場の維持が図られ、過疎地域の自立促進に資することができる。</p> <p>○ジオパーク推進事業</p> <p>事業内容：近隣4市町及び関係団体で洞爺湖有珠山ジオパーク推進協議会を構成し、その活動経費等の一部を負担する</p> <p>必要性及び効果：関係団体が協力してジオパークの普及啓発や多分野にわたり活用促進を図ることで、ジオパークの普及啓発と整備促進、観光客等の拡大による経済効果の創出等が期待できる。</p>	町	
2 交通通信体系の整備、情報化及び地域間	(11) 過疎地域自立促進特別事業	<p>○生活バス運行維持費補助金</p> <p>事業内容：旧胆振線路線外の生活バス運行の経常損失を3市町で補填</p>	町	

交流の促進		<p>必要性及び効果：バスは町内唯一の公共交通機関であり、高校生等の通学や高齢者の通院に欠くことのできないものであり、過疎対策の主要課題である。</p> <p>○地域公共交通確立対策事業</p> <p>事業内容：高齢者等の交通弱者への対応策として現在のバス路線を維持しつつ、観光地周遊交通網の整備と連携したバス路線空白地域の解消を検討する。</p> <p>必要性及び効果：高齢者の通院や閉じこもり回避のため、公共交通体系の再編は急務であり、一方ジオパークをはじめとする観光地を巡る周遊交通も必要性が高く、この2つの課題を解決するため関係機関により協議を進める。</p> <p>○コミュニティFM放送局事業</p> <p>事業内容：伊達市・壮瞥町・豊浦町・洞爺湖町の1市3町でコミュニティFMを運営するための負担金。</p> <p>必要性及び効果：通常時の地域住民への情報発信のみならず、災害発生時など有事の際の情報伝達手段の1つとして重要な役割を担うことが期待される。事業の実施により、地域間で情報を共有することができ、生活文化の向上や賑わいの創造による産業の振興が図られ、過疎地域の活性化に繋がる効果が期待できる。</p>	町	
3 生活環境の整備	(7) 過疎地域自立促進特別事業	<p>○街路灯運営事業</p> <p>事業内容：街路灯を管理する自治会や団体に対し、その電気料金の補助を行う。</p> <p>必要性及び効果：自治体等が管理する街路灯は、交通安全や防犯上の安全確保として重要な役割を果たしている。また、電気料金の値上げにより、自治会等の負担が増大しており、活動に支障をきたす恐れがある。事業実施により、自治会活動の活性化が図られ、過疎地域の活性化に繋がる効果が期待できる。</p>	町	

4 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域自立促進特別事業	<p>○町営温泉施設使用料補填</p> <p>事業内容：65歳以上の高齢者、障がい者及びひとり親家庭の方が利用する町営温泉の使用料を補填</p> <p>必要性及び効果：</p> <p>豊富な温泉資源を有する壮瞥町の特徴を生かし、高齢者が健康でいきいきと生活できる環境をつくる。</p> <p>○高齢者路線バス無料化事業</p> <p>事業内容：70歳以上の高齢者に対する町内停留所間のバス料金無料化</p> <p>必要性及び効果：高齢者の通院や閉じこもりの回避につながる公共交通利用を支援することで、高齢者が健康でいきいきと生活できる環境をつくる。</p> <p>○子ども医療費助成事業</p> <p>事業内容：町内に住所のある中学3年生までの子どもの医療費を助成する。</p> <p>必要性及び効果：子ども医療費の無料化により、医療費負担の軽減から子育て世代の大きな支援となり、安心して子育てできる環境を整備できる。</p> <p>○緊急通報システム管理委託事業</p> <p>事業内容：高齢者が安心して生活できるよう、独居及び高齢者世帯に緊急通報装置の貸出を行っている。設置等運営は、安全センター(株)に委託しており、24時間365日看護師や保健師などの専門職員が常駐して対応できる体制を整えている。</p> <p>必要性及び効果：安心して暮らせる環境を整備し、過疎地域の自立促進に資することが期待できる。</p>	町	
6 教育の振興	(4) 過疎地域自立促進特別事業	<p>○通学定期補助金</p> <p>事業内容：旧国鉄胆振線の廃止に伴う代替交通やその他の通学定期の費用補助</p> <p>必要性及び効果：町外の高校、短大及び大学等に通学する生徒等を持つ親の経済的負担は大きく、これを継続的に補助することで、経済的に都市部と格差の少ない教育環境づくりができる。</p>	町	

		<p>○高等学校通学定期補助事業</p> <p>事業内容：旧国鉄胆振線の廃止に伴い、町外からの通学者に対して、旧国鉄の「伊達駅前」から「壮瞥駅前」の区間(10.3km)について、路線バス利用キロ数を北海道旅客鉄道の運賃計算キロ数に換算した通学定期差額運賃の一部を補助</p> <p>必要性及び効果：安定した学校経営・存続に繋がり地域の活性化を図ることができる。</p> <p>○地域交流センター運営交付金事業</p> <p>事業内容：交流センターで事業を開催・招へいする町民が主体のボランティア団体に補助金を交付</p> <p>必要性及び効果：地域文化の創造と振興を図り豊かな人間性をはぐくみ、地域の活性化が期待できる。</p>	町	
8 集落の整備	(2) 過疎地域 自立促進 特別事業	<p>○定住促進・まちづくり推進事業</p> <p>事業内容：定住人口の増加を図るための住環境整備、定住促進に資する取り組みへの支援、情報発信等</p> <p>必要性及び効果：町内の住環境の向上などにより、過疎・少子高齢化の抑制を図る。</p> <p>○旧役場庁舎跡地活用事業</p> <p>事業内容：旧役場庁舎跡地は、壮瞥町の中心部にあり、地元企業・有志らで組織した「壮瞥川の環境を守る会」に町民目線による環境整備を委託し、子どもからお年寄りまでが自由に利用可能な憩いの場を提供するとともに、他団体が行う各種イベントの開催支援を行っている。</p> <p>必要性及び効果：旧役場庁舎跡地がイベント等開催可能な空間として整備されることで、町民の憩いの場として、町民同士のみならず観光客等との交流の場としての活用が期待できる。事業実施により、地域の活性化が図られ、過疎地域の自立促進に資することが期待できる。</p>	町	
9 その他地域 の自立促進に 関し必要な事 項	(4) 過疎地域 自立促進 特別事業	<p>○公共施設管理事業（指定管理者施設）</p> <p>事業内容：町内の公共施設の管理委託</p> <p>必要性及び効果：町内の公共施設の管理を指定管理者に委託することで、雇用場の確保が図られる。</p>	町	